

令和7年度
上位運転免許取得に係る
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者が従業員に「大型免許」、「中型免許」、「準中型免許」、「けん引免許」を取得させるための費用に係る助成金の交付に関して必要な事項を定め、会員事業者の経営安定の一助に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 「大型免許」とは、車両総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上の自動車を運転できる免許をいう。
- 2 「中型免許」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満、最大積載量4.5トン以上6.5トン未満の自動車を運転できる免許をいう。ただし、「8トン限定中型免許」(平成19年6月1日以前に取得した普通免許)については該当しない。
- 3 「準中型免許」とは、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満、最大積載量2トン以上4.5トン未満の自動車を運転できる免許をいう。
- 4 「5トン限定準中型免許」(平成19年6月2日以降、平成29年3月11日以前に取得した普通免許)とは、車両総重量3.5トン以上5トン未満、最大積載量2トン以上3トン未満の自動車を運転できる免許をいう。
- 5 「けん引免許」とは、車両総重量が750kgを超える被けん引車をけん引する場合に必要免許をいう。
- 6 「従業員」とは、会員事業者の奈良県内営業所に所属し、奈良県及び隣接府県(三重県、京都府、大阪府、和歌山県)に住所がある者をいう。
- 7 「受験資格特例教習」とは、大型免許・中型免許の受験資格要件を緩和するため、自動車教習所で実施する自己制御能力(年齢要件)や危険予測・回避能力(経験年数要件)を養成する教習をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第5条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

- 2 助成対象費用は、従業員に上位運転免許を取得させるため、会員事業者が令和7年4月1日から令和8年2月27日の期間中に自動車教習所等へ支払った金額とする。

(事業期間)

第4条 本要綱に定める助成事業は、令和7年4月1日から令和8年2月27日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(助成金額)

第5条 助成金額は、以下の表のとおりとする。

取得免許	助成金額（1名あたり）
大型免許	50,000円
中型免許	50,000円
準中型免許	50,000円
準中型免許（限定解除）	25,000円
けん引免許	50,000円
受験資格特例教習	50,000円

- 2 1社あたりの助成人数は、上位運転免許取得5名、受験資格特例教習5名までを上限とする。
- 3 取得させるために要した費用について、第1項に規定する金額に満たないときはその金額を限度とする。
- 4 従業員が個人で負担した費用については、助成金を交付しない。
- 5 国または他団体の補助金が交付された場合は、助成金を交付しない。
- 6 1名で複数の免許を取得した場合、それぞれ申請することができる。ただし、第2項に規定する上限について、複数名申請があったものとみなす。
- 7 準中型免許（限定解除含む）及び受験資格特例教習については、公益社団法人全日本トラック協会が実施する若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業交付要綱に定める要件を満たす場合、別に申請することができる。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、従業員が上位運転免許取得後、様式1「上位運転免許取得に係る助成金交付申請書」を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和7年4月1日から適用する。